

仕 様 書

1 目的

本仕様書は、沖縄県立芸術大学奏楽堂（以下「奏楽堂」という。）における舞台・音響・照明操作管理等業務委託契約に関する乙の業務の内容を具体的に明示するものである。

乙は本業務を円滑に推進するため、設備機器類の耐久性を維持し、奏楽堂の機能が十分発揮できるよう努めなければならない。

なお、奏楽堂は通常の市民会館等ホールとは異なり、専門の学芸を教授研究する場であり、乙はそのことを念頭にいたうえで、奏楽堂でおこなわれる授業等が円滑に行われるようサポートすること。

2 業務の場所

奏楽堂（那覇市首里当蔵町1丁目4番地）

3 業務の対象と範囲

奏楽堂で行われる授業、演奏会等各種催物における全領域への対応。（本学が許可した外部者が使用する場合も含む。）

4 業務の内容

（1）関係諸設備の操作等に関する業務

奏楽堂における授業、演奏会等各種催物の進行に支障のないよう奏楽堂における関係諸設備の一切について以下に示す万全の準備と操作を行い、非使用時においても十分な整備、管理等を行うこと。

- ① 舞台設備（舞台、音響、照明）使用時における仕込み、操作、格納や非使用時における保守管理。
- ② 舞台、音響、照明関係の消耗品並びに備品の整備、保守管理。
- ③ 甲が使用する場合は舞台企画、操作並びにその他各種調整等。
- ④ 外部からの専門業者（各種演奏会などの録音・録画業務を実施する業者など。以下「外部業者」とする。）が附属設備を使用する場合は仕込み、本番及び撤去の立ち会い管理並びにその他各種調整等。

（2）保守点検に関する業務

- ① 日常の関係諸設備の清掃及び保守点検等については確実にこれを実施し、故障部分などを発見した際は甲に対して速やかに報告のうえこれを補修し、主要設備については別途指示する補修記録への記録を行うこと。
- ② 補修に係る専門業者等の保守点検の際は現場に立ち会うこと。
- ③ 奏楽堂へ外部業者が立ち入る場合は十分な管理を行い、備品等の破損防止に努めること。
- ④ 奏楽堂の関係諸設備使用終了後は、火気点検及び施錠等の確認を行い、火災及び盗難等の防止に努めること。
- ⑤ 火災等の緊急時には、利用者の避難誘導を行うこと。

5 技術員の条件

乙の派遣する常駐技術員は、身体強健・性格温順で舞台機構、音響機構、照明機構の各業務に熟練した実務経験（経験年数2年以上、総括責任者は経験年数6年以上）があり、それぞれの操作管理等について十分に対応可能であること。

6 総括責任者

業務遂行に際し、乙は常駐技術員の中から総括責任者1名を定め、甲に報告すること。

7 総括責任者の責務

- (1) 各技術員の担当業務を決定のうえ甲に対し報告し、業務遂行に際して事故等が発生した場合はその責任の所在を明確にし、甲に対して速やかに事故報告書を提出すること。
- (2) 甲との間に随時連絡調整を行える状態とし、甲の指示に従いこれを確実に実施すること。
- (3) 甲の指示する業務日報を作成し、これを甲に対して毎日提出すること。
- (4) 業務中における甲の指示事項は、遅滞なく関係者に周知徹底し、直ちにこれを実施すること。
- (5) 技術員の所在を常時把握し、突発的な打ち合わせ業務への対応が可能な状態とすること。

8 技術員の勤務時間・人員他

- (1) 開館時間：10時から22時までの12時間
- (2) 勤務時間：早番（9時から18時までの8時間）
遅番（13時から22時までの8時間）
- (3) 休館日：日曜日、祝祭日
夏季休館日（8月16日～31日）
ただし、授業や催物等で甲が使用する場合は、開館可能なものとする。
年末（12月29日から12月31日）
年始（1月1日から1月3日）
- (4) 常駐人員：3人。
ただし、授業や催物等の内容により人員・勤務時間を変更することができる。
- (5) 服 務：技術員は、甲の指示する業務日報により勤務時間及び業務内容を明確にし、報告を行うものとする。
また、勤務する技術員の服務は甲の監督下にあるものとする。
- (6) 変 更 等：前記（3）並びに（4）について、甲の指示により技術員の勤務時間の変更又は増員をした場合、乙は、甲と協議の上、授業及び演奏会等各種催物に支障のない範囲内で通常勤務日における勤務時間の短縮又は技術員の減員をすることができる。
なお、技術員を臨時増員する場合の費用については本業務委託契約額の範囲内とする。

9 技術員の業務遂行上の留意事項

- (1) 公共施設としての奉仕の精神に徹した各種設備の操作管理等業務に取り組むこと。
- (2) 授業及び演奏会等各種催物において、芸術面のあらゆる領域に十分に配慮することにより、より高水準の演出効果を発揮できるよう努めること。
- (3) 利用者に対しては、親切丁寧な言葉遣いや態度をもって応接すること。
- (4) 舞台上等での活動に際し、あらゆる危険性を考慮し、利用者に危険が及ぶことのないよう安全に万全を期すこと。また、甲の指定する危険性のある演目等の実施に際しては、専任教員立会いのもと実施すること。

10 その他

- (1) 契約期間の満了、または契約の解除等で新たに配置される受託者と交替する場合、乙は奏楽堂の運営に支障のないように一切の業務引継ぎを確実に行わなければならない。
- (2) 本仕様書に定めがない事項で業務に関連するものについては甲の指示に従い誠実に履行するものとする。